

関税法施行規則及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の
処理等に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、関税等の納付書等の様式について、押印を不要とするため、所要の規定の整備を行うこととする。
- 2 この省令は、令和3年1月1日から施行することとする。